

市民参加プロセス計画書：立地適正化計画における防災指針の策定と中間見直しについて

Ｑ・そもそも、なぜこの計画又は事業が必要なのか？計画策定又は事業推進により解決したい課題は何か？

都市再生特別措置法が改正され、行政と住民が一体となってコンパクトなまちづくりを進めていくために「立地適正化計画」制度が創設されました。本市においては、平成28年度に計画を策定し、運用しています。これにより、市街化区域内に「居住誘導区域」等を定め、ゆるやかに居住等を誘導していくことになりました。

近年では、全国各地で土砂災害や洪水等の災害が激甚化し、住宅地も大きな被害を受けています。そこで、令和2年度に都市再生特別措置法の改定があり、この「居住誘導区域」に対して、防災・減災の基本的な方針を示す「防災指針」を策定することになりました。

また、現行計画に改定されてから約5年が経過することにより、計画の中間評価及び中間見直しを行い、岡崎市総合計画や岡崎市都市計画マスタープラン等の上位関連計画との整合を図る必要があります。

	実施時期（年月）	具体的な市民参加手法・実施場所・実施回数など	対象者（対象とした理由）	・提供する情報 ・聴取したい情報	目的（何についてどこまで合意形成したいか）
検討段階	立地適正化計画は、平成28年度に策定され、平成30年度に現行の計画に改定されています。根拠法令となる都市再生特別措置法の改正により、防災指針の位置づけが義務付けられ、また、改定より5年という中間見直しを行う時期となることから、検討段階及び構想段階における市民参加の余地がほとんどありません。そのため、具体的内容について検討する計画段階で市民参加を実践することとします。				
構想段階					
計画段階	令和5年5月頃	附属機関	岡崎市都市計画審議会 （学識者、議員、市民、関係行政機関の職員で構成されており、専門的観点、市民意見等を幅広く反映させることができるため）	・令和5年度検討事項の説明 ・防災指針及び中間見直し等	防災指針及び中間見直し等の進め方について意見をもらう。
	令和5年6月頃	関係機関	岡崎市立地適正化計画懇談会 （学識者、関係民間団体、市民、関係行政機関の職員で構成されており、専門的観点、市民意見等を幅広く反映させることができるため）	・防災指針に関する素案 ・防災指針に関するパネル案 ・中間見直しの手順	防災指針の素案や中間見直し、パネル案を様々な視点で調査し、都市計画審議会に報告するための意見をもらう。
	令和5年7月頃	市有施設等での防災指針に関するパネルによる市民啓発（各支所等）	全市民 （広く計画を知ってもらうため）	・防災指針の概要について	災害ハザード情報を認識していただき、防災・減災対策案について意見をもらう。
	令和5年9月頃	関係機関	岡崎市立地適正化計画懇談会 （学識者、関係民間団体、市民、関係行政機関の職員で構成されており、専門的観点、市民意見等を幅広く反映させることができるため）	・防災指針に関する原案について ・中間見直しに関するデータの整理 ・居住誘導区域等の新規指定案について	これまでの懇談会で検討された意見やパネル展示の際に提出された市民意見を基に修正した原案や、居住誘導区域等の新規指定案に対して様々な視点で調査し、都市計画審議会に報告するための意見をもらう。
	令和5年10月頃	附属機関	岡崎市都市計画審議会 （学識者、議員、市民、関係行政機関の職員で構成されており、専門的観点、市民意見等を幅広く反映させることができるため）	・パブリックコメントを行う ・防災指針の原案について	防災指針の原案について、様々な視点で意見をもらう。
	令和5年10月頃	パブリックコメント	全市民 （パブリックコメントは広く公に意見を受け付けるため）	・防災指針の原案について	災害ハザード情報を認識していただき、防災指針の原案について意見をもらう。
	令和6年1月頃	関係機関	岡崎市立地適正化計画懇談会 （学識者、関係民間団体、市民、関係行政機関の職員で構成されており、専門的観点、市民意見等を幅広く反映させることができるため）	・防災指針の案について ・中間見直しの進捗について	パブリックコメントの意見を含めた防災指針の案について、様々な視点で調査し、都市計画審議会に報告するための意見をもらう。
	令和6年2月頃	附属機関	岡崎市都市計画審議会 （学識者、議員、市民、関係行政機関の職員で構成されており、専門的観点、市民意見等を幅広く反映させることができるため）	・防災指針の案について ・中間見直しの進捗について	防災指針の案等について、様々な視点で意見をもらう。
	令和6年3月頃	住民説明会（対象支所管内の行政施設）	居住誘導区域の新規指定等を行う区域に関わるの住民等	・居住誘導区域の新規指定等について	居住誘導区域の新規指定等について意見をもらう。

	令和6年度	関係機関（3回程度）	岡崎市立地適正化計画懇談会 （学識者、関係民間団体、市民、関係行政機関の職員で構成されており、専門的観点、市民意見等を幅広く反映させることができるため）	・居住誘導区域等の設定について ・中間見直しの公表に向けた案等について	中間見直し等の修正案の公表に向けて様々な視点で調査し、都市計画審議会に報告するための意見をもらう。
	令和6年度	附属機関（3回程度）	岡崎市都市計画審議会 （学識者、議員、市民、関係行政機関の職員で構成されており、専門的観点、市民意見等を幅広く反映させることができるため）	・居住誘導区域等の設定について ・中間見直しの公表に向けた案等について	中間見直し等の修正案の公表に向けて意見をもらう。
	令和6年10月頃	パブリックコメント	全市民 （パブリックコメントは広く公に意見を受け付けるため）	・居住誘導区域等の新規設定について ・中間見直しの公表に向けた案等について	中間見直し等の修正案について意見をもらう。
実施・運用段階					